

# 給水装置工事設計・施工指針の一部改正（案）の概要

（令和5年4月1日改正 第17版）

## 1 背景

給水装置工事設計・施工指針は、水道法及び小田原市水道給水条例等に基づき、給水装置工事の設計や施工等に係る基準を定めたものですが、より適正な給水装置工事の施工性を確保するため、一部改正を行うものです。

## 2 概要

主な改正内容は、次のとおりです。

### （1）給水用具の変更（P. 55～）

- ・  $\phi 50$  mm分岐時の材料変更（V付T字管使用 → サドル分水栓の使用）
- ・ 仕切弁の材料変更（フランジ付き → フランジレスに変更）
- ・ 止水栓ボックスの材料明確化（樹脂製や鋳鉄製の明示）
- ・ 仕切弁室の材料変更（ $\phi 350$  → 宅内のみ $\phi 250$ に変更）

### （2）分岐（P. 67～）

- ・ 分岐時に必要となる材料の追加（ポリスリーブの追加）
- ・ 配水管の穿孔状況の明文化
- ・ フランジ継手の明文化
- ・ 分岐図面の変更

### （3）防護工（P. 75～）

- ・ 既設埋設管との離れや防護方法を明文化
- ・ ポリスリーブ義務化を明文化

### （4）止水栓の設置（P. 76～）

- ・ 止水栓及び仕切弁設置時の表筐材料を変更

### （5）管の接合（P. 86～）

- ・ メカニカル継手及びフランジ継手の締付トルクを明文化

### （6）分譲管工事（P. 92～）

- ・ 配水管等自費工事施行承認申請を追加

### （7）消火栓の設置（P. 93～）

- ・ 消火栓設置方法に記載されている使用材料が古いため、図面を変更。

(8) 図面作成 (P. 147～)

- ・記載されている使用材料が古いため、図面を変更。

※ 詳細につきましては、「給水装置工事設計・施工指針 (案)」・「新旧対照表」をご確認ください。

3 適用日

令和5年4月1日 (予定)